◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約一、一八八、〇〇〇平方メートル 建物：約九、四〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十三日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
四一七四	小牧基地	小牧市	国有	土地：約一五九、〇〇〇平方メートル 建物：約三、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊小牧基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二一	築城飛行場	行橋市、福岡県築上郡築上町	国有	土地：約二九、〇〇〇平方メートル 建物：約一、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二九	種子島	西之表市、鹿児島県熊毛郡中種子町、南種子町	国有 公有 公有 国有	土地：約二、六四六、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 水域：約五、一八四、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 土地：約八二一、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二九	種子島	鹿児島県熊毛郡中種子町	国有	水域：約五三四、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 種子島の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九一	那覇飛行場	那覇市	国有	土地：約一四、〇〇〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	建物：約三、九〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	土地：約八七八、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	国有	土地：約八、二〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年十月十九日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供する施設及び区域と地位協定の関連ある条項が適用される。